

「心の健康を守り推進する基本法（仮称）」の法制化を求め
る意見書

今、国民の「こころの健康」は深刻な状況にある。平成10年から、毎年3万人以上の人々が自殺によって命をなくしている。精神科を受診する人は、平成17年には300万人以上、つまり40人に1人以上となっている。精神疾患の症状による社会生活の困難さは外からは見えにくく、本人の生きづらさが理解され難いところである。

福生市では精神障害者保健福祉手帳の所持者が、平成18年度末163名、平成20年度末228名、平成22年度末267名と増加傾向にある。

WHO（世界保健機構）によると、病気や怪我、自殺や事故、犯罪などがどれだけ社会に影響を与えるかを測る「障害調整生命年（DALY指標）」においては、日本や先進各国では、がんや循環器疾病に比べて、精神疾患が政策的重要度の最も高い疾患であることが明らかにされている。

平成23年7月6日、厚生労働省は「4大疾病」の「がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病」に精神疾患を加えて、「5大疾病」とする方針を決めた。がん152万人、糖尿病237万人に対して精神疾患は323万人に上り、重点対策が不可欠と判断された。

平成18年4月から3障害（身体・知的・精神）を一体に支援する法律がつくられたが、精神疾患へのサービスの基盤体制は遅れている。医療において精神科以外の入院病棟は、患者16人に医師は1人以上である中、精神科病棟では患者48人に医師1人以上など、一般の医療水準よりも低い状態となっており、慢性的な人手不足の状況である。

英国では1997年から医療改革・自殺予防に取組み、自殺者が10年間で15.2%減少という成果を上げている。統合失調症の治療では、薬物・心理療法のみ治療に比較して、家族支援も合わせて実施すると、再発率が大きく低減できることが立証され、患者を支える家族に対しても支

援が重要だと認識され始めている。

長期の精神障害を持つ人の家族が抱える困難は、一般の人々の3倍であるとも言われ、家族への精神疾患・治療についての情報提供や实际的、具体的な支援が求められる。

厚生労働省の「今後の精神保健医療福祉のあり方等に関する検討会」を受けて設立された、医療福祉の専門家、学識経験者、当事者及び介護者（家族）による「こころの健康政策構想会議」では、このような我が国の状況を背景として、平成22年5月末に厚生労働大臣へ「こころの健康政策構想会議提言書」を提出した。その中で、精神医療改革・精神保健改革・家族支援を軸として、国民すべてを対象とした、こころの健康についての総合的、長期的な政策を保障する「こころの健康を守り推進する基本法（仮称）」の制定を強く求めている。

よって、福生市議会は、政府及び国会に対し、「心の健康を守り推進する基本法（仮称）」の制定を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成24年3月14日

福生市議会議長

田 村 昌 巳

内閣総理大臣

総務大臣

文部科学大臣

様

厚生労働大臣

衆議院議長

参議院議長